

人間の安全保障に関する国連総会公式討論（概要）

平成22年5月25日
地球規模課題総括課
国連代表部経済部

ポイント

- (1) 5月20～21日、人間の安全保障に関する初めての国連総会公式討論が開催されました。
- (2) 本公式討論は、日本政府が主導し、他の人間の安全保障推進国と協力して要請した結果開催されたものです。
- (3) 参加した多くの国から、国連総会における議論や事務総長報告等を通じて人間の安全保障の概念が明確になってきていることへの前向きな評価が示されるなど、人間の安全保障の更なる推進に向けて大きな成果が得られました。

1 本公式討論の位置付け

日本政府は、人間の安全保障を日本外交の柱と位置付け、国連やG8、APEC等の場で概念の普及に努めるほか、我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や二国間ODAを通じてその実践に努めてきています。

2006年10月、日本政府は、人間の安全保障の一層の普及を目指し、各国の国連代表部、国際機関等が参加する人間の安全保障フレンズ会合を立ち上げ、これまで計7回会合を開催しています^(注1)。2009年6月の第6回会合において、国連事務総長に対して、人間の安全保障に関する国連事務総長報告（概要／本文（英語））の作成を要請することで一致し、同報告書は2010年4月に発表されました。本公式討論は、同報告の作成を踏まえ、日本やその他人間の安全保障推進国がトレイキ第64回国連総会議長へ申入れを行った結果、開催されたものです。

（注1）日本は本会合の議長。第2回会合以降はメキシコとの共同議長の下開催。

2 日時・参加国等

5月20、21日、2005年国連首脳会合の成果文書の合意（パラ143）^(注2)に基づき、人間の安全保障に関する初めての国連総会公式討論が2日間にわたり開催されました。

当地不在のトレイキ総会議長に代わり、スティグリッチ総会議長代行が議事進行を

務め、国連事務総長の冒頭発言に引き続き、非公式のパネル討論、各国発言が行われました。

公式討論では、2008年の国連総会テーマ別討論（40か国・地域が発言）を大きく上回る54か国が発言したほか、約130か国の代表が参加するなど、人間の安全保障に対する国際社会の高い関心が示されました。

我が国からは奥田大使がステートメントを行ったほか、地域・グループを代表してスペイン（EU）、ナウル（SIDs）、豪州（PIF）、コスタリカ（人間の安全保障ネットワーク）が発言を行いました。

（注2）2005年国連首脳会合公式討論成果文書

人間の安全保障について初めて言及した国連の公式文書。同概念について言及したパラの文言は以下のとおり。

「（人間の安全保障に関するパラ143）我々は、人々が、自由に、かつ尊厳を持って、貧困と絶望から解放されて生きる権利を強調する。我々は、全ての個人、特に脆弱な人々が、全ての権利を享受し、人間としての潜在力を十分に発展させるために、平等な機会を持ち、恐怖からの自由と欠乏からの自由を得る権利を有していることを認識する。このため、我々は、総会において人間の安全保障の概念について討議し、定義付けを行うことにコミットする。」

3. 成果

本公式討論は、今後、人間の安全保障に関する理解促進を進めるに当たり、重要な転換点となりました。主な成果は以下のとおりです。

- （1）従来、人間の安全保障に積極的な国のみならず、公式討論に参加した多くの国から、事務総長報告が人間の安全保障の概念を明確にし、同概念が武力行使や内政干渉を想定したものではないことを明らかにしたことに対して積極的に評価するとの表明がなされました。
- （2）多くの国が、人間の安全保障をミレニアム開発目標（MDGs）や気候変動、紛争、感染症、食料安全保障といった地球規模課題に対処する概念であると述べるなど、人間の安全保障がグローバル化する国際社会において重要な概念であることについて広い理解が得られました。
- （3）人間の安全保障に対する慎重国も積極的に発言したほか、従来慎重な立場をとっていたキューバ等の国々が人間の安全保障の位置付け等に関して建設的な発言を行うなど、人間の安全保障に関する議論の活性化、理解促進に向け日本が主導して進めてきたプロセスに対して高い評価が得られました。
- （4）多くの国から、人間の安全保障基金を通じた支援を含む人間の安全保障推進に向けた日本政府の役割を評価するとの発言がなされました。
- （5）今後、本公式討論の結果を踏まえ、国連総会決議の採択に向けて作業が行われる予定です。

4 参加国の主な発言

(1) 定義

多くの参加国より、事務総長報告が同概念の定義を明確にし、定義に関する論争を解決することに貢献したとの発言がなされました。一方で、定義に関しては、引き続き、すべての加盟国が参加する国連総会の枠組みの下で議論を続けるべきとの意見も数多く表明されました。

(2) 国連の活動との関係

スペイン (EU)、メキシコ、スロベニア、フィリピン、韓国、アゼルバイジャンなど複数の国より、人間の安全保障は国連の活動を新たに拡大するものではなく、国連の比較優位を有効に活用するための枠組みを提供するものであるとの事務総長の冒頭発言を支持する発言がなされました。

(3) 国家主権、「保護する責任」との関係

フィリピンを始めとする複数の国より、事務総長報告は国家主権への干渉や保護する責任に対する懸念を解消するものであるとの発言がなされました。一方、スペイン (EU) は、「保護する責任」が人間の安全保障の一側面を構成する旨発言しました。また、イラン等の慎重国からは、いまだ国家主権や「保護する責任」との関係性が不明確であるとして引き続き人間の安全保障に対する懸念が表明されました。

(4) ミレニアム開発目標 (MDGs) との関係

スペイン (EU)、スロベニア、カザフスタン、ホンジュラス、エジプトなど複数の国が人間の安全保障と MDGs の関係に触れ、そのうち、スペイン、スロベニア、カザフスタン等からは、人間の安全保障の確保が MDGs 達成に資するとの発言がなされました。

(5) 我が国及び人間の安全保障基金への言及

エジプト、インド、パキスタン、韓国、スロバキア、ネパール、ガボン、ホンジュラス、エクアドル、ノルウェー、ニカラグア、コロンビア、コモロ、ギニア、モンゴルより、人間の安全保障を推進する上で我が国が果たしてきた役割を評価するとの発言がなされました。また、ガボン、ギニア、モンゴルからは、人間の安全保障基金を通じた我が国の支援に謝意が表明されました。

(6) 対象分野

スペイン (EU)、ナウル (SIDs)、豪州 (PIF)、コスタリカ (人間の安全保障ネットワーク)、バングラデシュ、スロベニアなど多くの国が、人間の安全保障の文脈において、気候変動及びそれに起因する自然災害に対処する重要性に言及しました。

このほか、人間の安全保障が対象とする分野として、紛争予防 (コスタリカ等)、紛争下の文民保護 (スペイン、オーストリア等)、女性・児童の保護 (スペイン、オーストリア、アルメニア等)、軍縮・不拡散 (メキシコ、コロンビア等)、地雷・不発弾 (スペイン、スロベニア等)、人身取引・国際移民 (コロンビア、フィリピン、ス

ロベニア等), 保健・感染症(南ア, コスタリカ等), 食料安全保障(バングラデシュ等)など, 多様な分野への言及がなされました。

(了)